

## 消防団員の報酬の見直しについて

## 1 費用弁償支給基準の変更

## (1) 変更内容

現行	変更後
特別職の職員のうち、第2条第10号に規定する非常勤の消防団員には、職務を行うために要する費用弁償として、日額3,000円以内で任命権者が市長と協議して定める額を支給することができる。	<u>災害出動</u> <u>1回3,000円</u> <u>ただし、大規模災害時等1回の出動が7時間45分を超える場合は、日額8,000円</u>  <u>訓練出動等</u> <u>1回3,000円以内で任命権者が市長と協議して定める額</u>

## (2) 課題

現在、日付をまたぐ出動の場合は、2日分支給されている一方で、1日に複数回出動した場合や機械器具点検日に出勤となった場合に支給額が増額されない課題がある。

令和3年度は、日付をまたぐ出動2件、1日に複数回出動1件であった。

## (3) 根拠条例

西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例

## (4) 変更時期

条例改正が必要であることから早くても令和5年4月1日である。

(5) 大規模災害時等について北多摩地区消防団連絡協議会（北消）17市の対応状況  
三鷹市、調布市、狛江市及び東大和市の4市が対応済み。

## 2 費用弁償から報酬への変更

## (1) 変更内容等

消防庁長官からの助言に従い、費用弁償を報酬に変更する。

## (2) 変更に伴う課税について

1日当りの非課税対象額は、災害に関する出動8,000円、それ以外の出動は4,000円となる。

## (3) 根拠条例

西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例

## (4) 変更時期

予算措置及び条例改正が必要であることから早くても令和5年4月1日であり、年度途中での変更はできない。

## (5) 報酬への変更について北消17市の対応状況

三鷹市、調布市、狛江市及び東大和市の4市が対応済み。

**【参考】他市の条例への記載内容**

1 三鷹市（三鷹市消防団条例）

（報酬）団員が災害、訓練等の職務に従事したときは、次の出動報酬を支給する。

区分	報酬額
災害出動	1日につき8,000円 ただし、出動が3時間以内の場合は、3,000円とし、出動が8時間を超える場合は、1時間までを増すごとに1,000円加給する。

備考 日をまたぐ出動については、出勤日としては1日として扱う。

2 調布市（調布市消防団に関する条例）

（報酬及び費用弁償）消防団員が災害のために出動し、又は警戒、訓練若しくは点検の職務に従事する場合において支給する報酬 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大規模な災害の場合 1日につき8,000円

イ 災害の場合（アに掲げる場合を除く。） 1回につき3,000円

ウ 警戒の場合 1日につき3,000円

エ 訓練の場合 1日につき3,000円

オ 点検の場合 1日につき2,000円

3 狛江市（狛江市消防団条例）

（報酬）団員等が公務のため出動したときは、翌月21日までに、別表第1の2に定める出動報酬を支給する。

出動事由	報酬額
災害出動（大規模災害等）	1日 8,000円
災害出動（大規模災害等以外）	1回 3,400円
訓練、演習、特別警戒、機械器具整備、研修等	1回 2,600円
その他臨時に市長が必要と認めるとき。	1回 2,600円

4 東大和市（東大和市消防団条例）

（出動報酬等）団員が防災活動、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める出動報酬及び機関報酬を支給する。

報酬の種類	支給の範囲	支給額	摘要
出動報酬	災害出動	1回 8,000円	※1
	火災出動	1回 4,000円	※2
	応援出動		
	訓練出動		
	警戒出動		
	その他の出動		
機関報酬	消防自動車等の運転及び整備に従事する者	月額 4,000円	

※1 「1回」とは、8時間以内の出動をいう。

※2 「1回」とは、4時間以下の出動をいう。